

平成 31 年 3 月 4 日

「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた  
実行計画－2019－」を取りまとめました

クレジット取引セキュリティ対策協議会

「クレジット取引セキュリティ対策協議会（以下「協議会」という）（議長 中央大学法科大学院 笠井教授）」<sup>（注 1）</sup>では、本会議を開催し、「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画（以下「実行計画」という）-2019-」<sup>（注 2）</sup>を取りまとめました。

実行計画 2019 では、①カード情報の保護対策、②対面取引におけるカードの偽造防止対策（IC 対応）、③非対面取引における不正利用対策について、2018 年度の取組を踏まえ、更にその取組を推進していくための課題の解決策を反映しました。

なお、実行計画は、平成 30 年 6 月 1 日施行の改正割賦販売法で求められるセキュリティ対策の実務上の指針として位置付けられ、実行計画に掲げる措置（別紙 参照）又はそれと同等以上の措置を講じている場合には、セキュリティ対策に係る法令上の義務を満たしていると認められるものです。

協議会では、実行計画を推進することで、2020 年 3 月末までに不正利用被害額の極小化を目指し、我が国のキャッシュレス社会の安全・安心なクレジットカード利用環境の実現が図られるよう、引き続きクレジットカード取引に関係する幅広い事業者と連携しつつ、セキュリティ対策の強化に向けた取組を推進してまいります。

（注 1）クレジット取引セキュリティ対策協議会

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等に向けて、キャッシュレス決済の普及の前提となるクレジットカードの安全・安心な利用環境の整備を図るため、国際水準のクレジット取引のセキュリティ環境を整備することを目的に、クレジットカード会社のみならず、学識経験者、加盟店、決済代行業者、機器メーカー、国際ブランド会社、セキュリティ事業者、ネットワーク事業者及び経済産業省など幅広い関係者によって、平成 27 年 3 月 25 日に発足。委員・オブザーバー一覧は別添参照。

（注 2）クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画 -2019-

本編 [https://www.j-credit.or.jp/security/pdf/plan\\_2019.pdf](https://www.j-credit.or.jp/security/pdf/plan_2019.pdf)

概要 [https://www.j-credit.or.jp/security/pdf/overview\\_2019.pdf](https://www.j-credit.or.jp/security/pdf/overview_2019.pdf)

改訂ポイント <https://www.j-credit.or.jp/security/pdf/point2019.pdf>

◎お問い合わせは下記までお願いいたします。

クレジット取引セキュリティ対策協議会 事務局

一般社団法人日本クレジット協会 セキュリティ対策推進センター

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 14 番 1 号 住生日本橋小網町ビル

TEL 03-5643-0011

投稿先：東商記者クラブ・日銀記者クラブ

平成31年3月4日  
クレジット取引セキュリティ対策協議会

## 「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた 実行計画－2019－」において求められる方策

「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画-2019-」では、以下の3つの対策ごとに具体的な方策を求めています。

### 1. クレジットカード情報保護の強化に向けた対策

- 加盟店は、カード情報の非保持化（同等／相当（対面取引加盟店、メールオーダー・テレフォンオーダー加盟店）含む）又はカード情報を保持する場合はPCI DSS<sup>※1</sup>準拠すること。
- カード会社、PSP<sup>※2</sup>はPCI DSS 準拠すること。

※1 PCI DSS（Payment Card Industry Data Security Standard）とは、カード情報を扱う全ての事業者に対して国際ブランドが定めたデータセキュリティの国際基準をいう。

※2 本実行計画では、PSP（Payment Service Provider）とは、インターネット上の取引においてEC加盟店にクレジットカード決済スキームを提供し、クレジットカード情報を処理する事業者をいう。

### 2. クレジットカード偽造防止による不正利用対策

- 加盟店は、クレジットカード決済端末を「100%IC 対応」すること。
- クレジットカード会社は、クレジットカードを「100%IC 化」すること。

### 3. 非対面取引におけるクレジットカードの不正利用対策

- 全ての非対面加盟店は、加盟店契約における善管注意義務による不正利用発生を防止するとともに、オーソリゼーション処理の体制整備を図ること。
- 高リスク商材取扱加盟店<sup>※3</sup>は、不正利用防止のための4方策<sup>※4</sup>の内、1方策以上を導入すること。
- 不正顕在化加盟店<sup>※5</sup>は、不正利用防止のための4方策<sup>※4</sup>の内、2方策以上を導入すること。  
なお、4方策のうち2方策以上を導入していても不正被害が減少せず、引き続き、「不正顕在化加盟店」と認識される加盟店は、カード会社（アクワイアラー）等より不正利用の発生状況等の情報共有を受け、不正利用防止についての追加的な方策の導入等のため継続的な検討が求められる。

※3 高リスク商材取扱加盟店とは、特定4商材（①デジタルコンテンツ（オンラインゲームを含む）、②家電、③電子マネー、④チケット）を主たる商材として取り扱う加盟店をいう。

※4 不正利用防止のための4方策とは、①本人認証、②券面認証（セキュリティコード）、③属性・行動分析（不正検知システム）、④配送先情報をいう。

※5 不正顕在化加盟店とは、不正利用被害が多発状況（継続的に一定金額を超える不正被害発生）にあるとカード会社（アクワイアラー）等が認識する加盟店をいう。

クレジット取引セキュリティ対策協議会  
本会議委員・オブザーバー 一覧

【委 員】

＜クレジットカード事業者＞ 11 社

イオンクレジットサービス(株)、(株)オリエントコーポレーション、  
(株)クレディセゾン、(株)ジェーシービー、(株)ジャックス、(株)セディナ、  
トヨタファイナンス(株)、三井住友カード(株)、三菱UFJニコス(株)  
ユーシーカード(株)、楽天カード(株)

＜決済代行業者＞ 1 団体

ＥＣ決済協議会

＜加盟店＞ 8 社

オルビス(株)、(株)ＪＴＢ、Ｊ．フロントリテイリング(株)、  
(株)三越伊勢丹ホールディングス、ヤフー(株)、ユニー(株)、  
(株)ヨドバシカメラ、楽天(株)

＜情報処理センター＞ 1 社

(株)ＮＴＴデータ

＜機器メーカー＞ 2 社

ＮＥＣプラットフォームズ(株)、オムロンソーシアルソリューションズ(株)

＜セキュリティ事業者＞ 2 社

トレンドマイクロ(株)、P. C. F. FRONTEO(株)

＜消費者団体＞ 1 団体

(一社)全国消費者団体連絡会

＜学識経験者＞ 2 名

笠井修・中央大学法科大学院教授、田中良明・早稲田大学教授

【オブザーバー】

＜国際ブランド＞ 5 社

アメリカン・エクスプレス・インターナショナル, Inc.  
ビザ・ワールドワイド・ジャパン(株)  
マスターカード・ジャパン(株)  
三井住友トラストクラブ(株)〔ダイナースクラブ〕  
UnionPay International Co., Ltd〔銀聯〕

＜団体事務局＞ 3 団体

日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、(公社)日本通信販売協会

＜官庁＞

経済産業省